

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

## 広島県人事委員会規則第十号

### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「経営戦略審議官」を「経営戦略審議官 都市技術審議官」に改め、同表教育委員会事務局の項中「企画定数係長」を「採用研修係長」に、「企画研修係長」を「企画定数係長」に、「企画研修係」を「企画定数係」に改め、「教職員課に置かれ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により他の地方公共団体に派遣されるものを除く。」を削り、同表監査委員事務局の項中「主任監査監」を「監査総括監 監査管理監」に改める。

別表第一備考2中「及び「政策監」」を削り、「事務に従事するものをいい」の下に「政策監」とは、政策監のうち、行政管理課及び経営企画チームに置かれるものをいい、「担当監」とは、特定の事務名を付した職名のをいい」を加え、「戦略企画チーム、戦略推進課」を「経営企画チーム」に、「地域政策課」を「地域政策総務課」に、「人事課及び財政課」を「人事課、財政課及び経営企画チーム」に、「定数管理又は給与システム」を「定数管理」に改め、「並びに戦略推進課に置かれグループリーダー業務に従事するもの」を削り、同表備考4中「会計総務課」を「会計総務課及び総務事務課」に改め、「予算又は総務事務システムの企画」を「又は予算」に改め、同表備考6中「及び教職員課」を「教職員課」に改め、「（管理係を除く。）」の下に「及び学校経営課（企画定数係）」を加え、「教職員課に置かれるもの及び地方機関又は学校以外の教育機関に関する事務を所掌する課の当該地方機関又は学校以外の教育機関に関する庶務を担当するもの」を「教職員課、文化財課、学校経営課及び生涯学習課に置かれるもの」に改める。

別表第二畜産事務所の項及び同表家畜保健衛生所の項中「次長」を「次長 課長」に改める。

### 附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。